官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七六）　一
〔その他告示〕
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件（厚生労働二三一）　二
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一二六〇）　三
○保安林の指定をする件（同一二六一～一二六五）　五
○保安林の指定を解除する件（同一二六六～一二八一）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一二二）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一九五～二〇〇）　六
○道路に関する件（北海道開発局七五）　六
〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項　六
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　六
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　六
〔公　告〕
諸事項　六
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　六
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他　二六

府令

○内閣府令第七十六号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、並びに同法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十二条第三項及び第十三条の五の規定に基づき、児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年八月二十七日　内閣総理大臣　石破　茂

児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（面会等の制限） **第二条**　［略］ 2　［略］ 3　児童相談所長は、法第十二条第一項に規定する第三十三条一時保護（第七条において「第三十三条一時保護」という。）が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該保護者について、法第十二条第三項の規定に基づき当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限しようとするときは、当該保護者に対し、当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限する旨、制限を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）、当該児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。 4　児童相談所長は、法第十二条第三項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。 （都道府県児童福祉審議会等への報告） **第七条**　法第十三条の五に規定する内閣府令で定める事項は、法第八条第一項第二号又は児童福祉法第二十五条の七第一項第四号若しくは同条第二項第五号の規定による通知に係る措置の実施状況、法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問の実施状況、法第九条の六に規定する臨検等の	（面会等の制限） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ （都道府県児童福祉審議会等への報告） **第七条**　法第十三条の五に規定する内閣府令で定める事項は、法第八条第一項第二号又は児童福祉法第二十五条の七第一項第四号若しくは同条第二項第五号の規定による通知に係る措置の実施状況、法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問の実施状況、法第九条の六に規定する臨検等の

実施状況、児童虐待を受けた児童に行われた第三十三条一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他必要な事項とする。	実施状況、児童虐待を受けた児童に行われた児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他必要な事項とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

その他告示

○厚生労働省告示第二百三十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第四項の規定により、令和七年七月三日付けで次の法人を同条第一項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

令和七年八月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
特定非営利活動法人リンパカフェ	千葉県市川市相之川四丁目十五番六号M・MSPIRITS三〇二	田端　聡	千葉県市川市相之川四丁目十五番六号M・MSPIRITS三〇二

○農林水産省告示第千二百六十号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Cucumis melo L.	網（あみ）干（ほし）クィーン	前田浩之 兵庫県神戸市兵庫区東出町３丁目19番７号	第36980号 令和７年７月18日
Hydrangea L.	フェアリー　５	ピムマ　ティアムチャイ 群馬県みどり市大間々町高津戸541番地10	第36231号 令和７年７月18日
Viburnum dilatatum Thunb.	RURAL GENE	大平民人 長野県上伊那郡南箕輪村8304―524	第29039号 令和７年７月８日
Viburnum phlebotrichum Siebold & Zucc.	里（さと）の灯（あかり）	〃	第30741号 令和７年７月８日
〃	里（さと）の蛍（ほたる）	〃	第30742号 令和７年７月８日

○農林水産省告示第千二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市湊字上須ヶ平五六二八の三・五六二九・字堂田須ヶ平五七五〇の一・五七五〇の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字薊久保四五九五、四六〇一の一、四六〇一のイ、四六〇五の一、四六〇五のロ、四六〇六の一、四六〇六のイ、四六〇七のロ、四六〇八の一、四六〇九、四六一一の一、四六一四、四六一九のイ、四六一九のロ、四六一九のハ、四六一九のホの一、四六一九のホの二、四六一九のヘ、四六二四の一、四六二五、四六二六、字大久保四六五〇・四六五一の一・四六五三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四六二七から四六三二まで、四六三四から四六三六まで、四六三七の二、四六三七の三、四六三八から四六四〇まで、四六四一のイ、四六四一のロ、四六四二から四六四七まで、四六四九、四六五二、字矢垂四六七四の一・四六七五・四六七六・四六七七の一・四六七七の二・四六七八から四六七八まで、四六七九の二、四六七九の三、四六八〇、四六八二、字堂田久保四七〇二の一から四七〇二の三まで・四七〇二の五・四七〇二の一〇・四七〇二のヘ・四七一〇の一・四七一三・四七二七・四七二九から四七三一まで・四七五〇のイ・四七五五の一・四七五八の一・四七六〇の二・四七六四・四七六五の一・四七六五のイの一・四七六五のイの二・四七六五の口・四七六九のイ・四七七〇の一・四七七〇の二・四七七一・四七七二の一（以上二十七筆について次の図に示す部分に限る。）、四七一一、四七一二、四七一四のイ、四七一六、四七一八のイ、四七二八のイ、四七二八のロ、四七三二の一、四七三二の二、四七三三から四七三七まで、四七三八のイ、四七三八のロ、四七三九から四七四一まで、四七四二のイ、四七四二のロ、四七四三、四七四四から四七四九まで、四七五〇のロ、四七五五のロ、四七五六、四七五七の一、四七五七のロ、字三ツ欠下五六三二・五六三三・五六三七のロ・五六四〇・五六五〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五六三四から五六三六まで、五六三七のイ、五六三八、五六三九、五六四一、五六四二の一から五六四二の三まで、五六四三、五六四四のイ、五六四四のロ、五六四五から五六四八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字薊久保四五九五、四六〇一の一、四六〇一のイ、四六〇五の一、四六〇五のロ、四六〇六の一、四六〇七のイ、四六〇七のロ、四六〇八の一、四六〇九、四六一一の一、四六一四、四六一九のイ、四六一九のロ、四六一九のハ、四六一九のホの一、四六一九のホの二、四六一九のヘ、四六二四の一、四六二五、四六二六、字大久保四六二七から四六三二まで、四六三四から四六三六まで、四六三七の一、四六三七の二、四六三八から四六四〇まで、四六四一のイ、四六四一のロ、四六四二から四六四七まで、四六四九、四六五〇、四六五一の一、四六五二、四六五三、字矢垂四六七四の一、四六七五のイ、四六七五のロ、四六七六から四六七八まで、四六七九の二、四六七九の三、四六八〇から四六八二まで、四六八五、四六八九、四六九〇、字堂田久保四七〇二の一から四七〇二の三まで、四七〇二の五、四七〇二の一〇、四七〇二のヘ、四七一〇の一、四七一一から四七一三まで、四七一四のイ、四七一六、四七一八の一、四七二七、四七二八のイ、四七二八のロ、四七三二の一、四七三二の二、四七三三から四七三七まで、四七三八のイ、四七三八のロ、四七三九から四七四一まで、四七四二のイ、四七四二のロ、四七四三のイ、四七四三のロ、四七四四から四七四九まで、四七五〇のイ、四七五〇のロ、四七五三、四七五四のロ、四七五五のイの一、四七五五のロ、四七五六、四七五七の一、四七五七のロ、四七五八の一、四七五八の二、四七六四、四七六五の一、四七六

五のイの一、四七六五のイの二、四七六五のロ、四七六九のイ、四七六九のロ、四七七〇、四七七一、四七七二の一、字上須ヶ平五六二八の三、五六二九、字三ツ欠下五六三二から五六三六まで、五六三七のイ、五六三七のロ、五六三八から五六四一まで、五六四二の一から五六四二の三まで、五六四三、五六四四のイ、五六四四のロ、五六四五から五六四八まで、五六五〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字麻那古字一本松九〇（次の図に示す部分に限る。）、九五の一、九五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一本松九〇・九五の一・九五の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市板荷字鹿野原五四二、字柿木沢六九九七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鹿野原五四二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山池原字大屋敷甲八四〇の一九（次の図に示す部分に限る。）、甲八四〇の一一、甲八四〇の一三、甲八四〇の一五、甲八四〇の四四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大屋敷甲八四〇の一三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町小砂字鷹居欠三一二五の一、三一二五の二、字鬼満国三一二六の一、三一二六の四、字英比子内三五三八、字三沢三五三九、三五六〇、字高野沢三五九二の一、三六三一の一、字桃坂三六五三の二、三六五三の三、三六五七の二、字虫ノ音三六六五の一（次の図に示す部分に限る。）、三六六三、三六六六、三六六七の一、三六六七の二、三六七〇の一、三六七一の一、三六七二の一、三六七三の一、三六七三の二、三六七四の一、三六七四の二、三六七六の一、三六七六の二、三六七七の一、三六七八の一、三六七九の二、三六七九の五、三六八〇の二、三六八三の一、三六八四、三六八五の一、字渡戸三六八六の一・三六九一・三六九二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三六八七、三六八八の一、三六八九、三六九〇、三六九三、字向沢三七一四（次の図に示す部分に限る。）、三六五五、三六九四、三六九六から三六九八まで、三七〇二の一、三七〇二の三、三七〇三の一、三七〇五の一、三七〇六、三七〇七の一、三七〇九の二、三七〇九の三、三七一一の一、三七一二、三七一三の一、三七一九、三七二一の一、三七二二、三七二三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町雨畑字立石三三〇の九、三三四の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字漆沢高畑一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県栗東市小野字北尾三一の一・字丈ヶ方九七・九七の一・九八の一・九九・字竹ヶ下一〇〇の三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　火葬場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県長浜市西浅井町山門字茶屋五七二の一六七、五七二の一六八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

○農林水産省告示第千二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県上北郡七戸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県山口市江崎字西三田ケ原一〇八九四の一・字向ケ浴一〇九六六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町八百津字鷲ケ峰二〇四の六・二〇四の七・字向エ洞一一五八の五〇から一一五八の五四まで（以上七筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字鷲ケ峰二〇四の一三から二〇四の一六まで・二〇四の一八・二〇四の一九（以上六筆国有林）

二　保安林として指定された目的　公衆の保健

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市釜戸町字裏山一〇六九の五二六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字西條二四八三の一・二四八四の三・二五五七の一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県佐久市田口字もちり久保二八三の四、字かいる渕二八四の八、二八四の九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県佐久市田口字広川原一九九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県千曲市大字上山田字城山三四八二の九・三四八二の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北佐久郡軽井沢町大字茂沢字金井渕一〇八八の一・一〇九四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市字目大字木浦内字大刈野一二七六の八一、字堀切一二八三の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町百宅字奥山三の三九（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三の一（次の図に示す部分に限る。）

㈠　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈡　解除の理由　道路用地とするため

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町百宅字奥山三の三九（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区山東字光明山二一の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第百二十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年八月二十七日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
令和七年台風第八号に伴う災害	沖縄県	令和七年七月二十七日から令和七年十一月二十六日まで
	島尻郡南大東村	
	島尻郡北大東村	

○防衛省告示第百九十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年九月一日から同月四日（予備、同月五日）までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年九月一日から同月四日（予備、同月五日）までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年九月一日、同月二日及び同月五日（予備、同月六日及び同月七日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年九月五日（予備、同月六日及び同月七日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年九月八日から同月十四日までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年九月十一日（予備、同月十二日から同月十四日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北海道開発局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十七日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十四号、二百七十二号及び三百九十一号	北海道釧路郡釧路町木場三丁目三番一から同町中央一丁目一番三まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　令和七年八月二十七日五時

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理解職
　国務大臣　　坂井　学
防衛大臣中谷元帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（八月二十二日）
○外務大臣臨時代理
　国務大臣　　林　芳正
外務大臣岩屋毅海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　　村上誠一郎
デジタル大臣平将明海外出張不在中デジタル大臣事務代理を命ずる
　同　　村上誠一郎
内閣府特命担当大臣平将明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（規制改革及びサイバー安全保障）事務代理を命ずる（以上八月二十四日）
○法務大臣臨時代理
　国務大臣　　伊藤　忠彦
法務大臣鈴木馨祐海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（八月二十五日）

法務省

（在中華人民共和国日本国大使館１等書記官）外務事務官　　西村　翔太
検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる（八月十四日）

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
　　吉田　光寿
長野地方裁判所判事に補する
長野地方裁判所松本支部勤務を命ずる
長野地方裁判所松本支部長を命ずる
兼ねて長野家庭裁判所判事に補する
長野家庭裁判所松本支部勤務を命ずる
長野家庭裁判所松本支部長を命ずる
松本簡易裁判所判事に補する
松本簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（八月十一日）
○定年退官
　判事兼簡易裁判所判事内山梨枝子は八月十一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

行幸啓
　天皇皇后両陛下は、八月二十二日午後五時十分御出門、第五回野口英世アフリカ賞授賞式に御臨席のため、明治記念館（港区）へ行幸啓、同八時二分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示
　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
　令和七年八月二十七日　　国土交通大臣　中野　洋昌
一　登録海技免許講習実施機関の名称　神奈川県立海洋科学高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
　（変更前）石垣　　隆
　（変更後）本名隆一郎
三　変更年月日　令和七年四月一日

関東地方整備局公示
　利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。
　令和７年８月27日　　関東地方整備局長　橋本　雅道
１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
　船舶１隻
２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
(1)　保管した工作物の放置されていた場所　千葉県銚子市忍町地先
(2)　当該工作物を除却した日　令和７年２月20日
３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
(1)　当該工作物の保管を始めた日　令和７年２月20日
(2)　保管の場所　茨城県神栖市太田地先
４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所占用調整課に申し出ること。
５　問い合わせ先　千葉県香取市佐原イ4149　国土交通省関東地方整備局　利根川下流河川事務所占用調整課　電話0478―52―6367

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１３号

徳島市津田海岸町５番43号
清算株式会社　株式会社エヌエス
代表清算人　北内　義彦

１　決定年月日　令和７年８月13日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３００２号

群馬県伊勢崎市富塚町1013番地
清算株式会社　株式会社ハマシンフーズ
代表清算人　中条　賢司

1　決定年月日　令和７年８月６日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社ハマシンフーズ（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権(以下「協定債権」という）とする。

2　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

3　弁済の方法及び端数の処理

⑴　弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする)。

⑵　弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権

1　一般債権の定義

一般債権とは、協定債権のうち、後記第３．１で定義する関係者債権に該当しないものをいう。

2　一般債権の弁済及び放棄

⑴　一般債権の弁済

清算株式会社は､各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。

⑵　一般債権の放棄

各一般債権者は、上記⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記⑴の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各一般債権者に通知したときに、各一般債権者は一般債権をすべて放棄する。

⑶　追加弁済

上記⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記⑵による放棄の効力は失われるものとする。

第３　関係者債権

1　関係者債権の定義

関係者債権とは、協定債権のうち、中条賢司及び中条真澄が清算株式会社に対して有する各債権をいう。

2　関係者債権についての放棄

関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて放棄する。

（別紙省略）

以上

前橋地方裁判所民事部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　九十頁（号外第一八八号）

令和七年八月二十七日

札幌市東区北三十二条東七丁目一番一五号

（甲）三愛地所ホールディングス株式会社

代表取締役　大畑　揮義

札幌市東区北四十二条東十九丁目一番一号

（乙）三愛自動車ホールディングス株式会社

代表取締役　大畑　揮義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.npr.co.jp/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　九十二頁（号外第一四一号）

令和七年八月二十七日

さいたま市中央区本町東五丁目一二番一〇号

（甲）日本ピストンリング株式会社

代表取締役　高橋　輝夫

福島県伊達郡川俣町飯坂字前中居一番地

（乙）株式会社日ピス福島製造所

代表取締役　佐野　博幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　九十三頁（号外第一八八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十七日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目二四七番地一　（甲）株式会社メガネフラワー

代表取締役　田渕　収

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目二四七番地一　（乙）有限会社松本米久商店

取締役　田渕　収

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　五十九頁（号外第一三二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　五十九頁（号外第一三二号）

令和七年八月二十七日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇―三恵比寿ガーデンプレイスタワー

（甲）株式会社アニマックスブロードキャスト・ジャパン

代表取締役　滝山　正夫

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇―三恵比寿ガーデンプレイスタワー

（乙）株式会社キッズステーション

代表取締役　滝山　正夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.wonds.ne.jp/company/

（乙）http://www.s-ip.co.jp/company/

令和七年八月二十七日

東京都千代田区神田練塀町三番

（甲）株式会社ワンズコーポレーション

代表取締役　佐藤　直浩

東京都千代田区神田練塀町三番

（乙）株式会社エスアイピー

代表取締役　佐藤　直浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月三十日

掲載頁　一〇四頁（号外第一七四号）

令和七年八月二十七日

京都府京丹後市大宮町河辺二三九九番地

（甲）株式会社シマダ

代表取締役　嶋田健一郎

京都府京丹後市大宮町河辺二三九九番地

（乙）株式会社スカイ企画

代表取締役　嶋田健一郎

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十七日

福岡市中央区大名二丁目六番五〇号福岡大名ガーデンシティ

（甲）アネーラ税理士法人

代表社員　藤本　周二

福岡市中央区天神四丁目四番一一号

（乙）アネーラ税理士法人

代表社員　笠井　良一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　九十頁（号外第一四一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　九十一頁（号外第一四一号）

令和七年八月二十七日
福岡市博多区祇園町二番一号
（甲）株式会社ホリデン生コン
代表取締役　田村　一誠
広島県東広島市志和町冠一〇八六七番地九四
（乙）株式会社エム・アール・シー
代表取締役　谷村　正志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＲＶ関係用品販売事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.normeca-asia.jp
（乙）https://www.npr.co.jp/

令和七年八月二十七日
埼玉県越谷市流通団地三丁目一番一三号
（甲）株式会社ノルメカエイシア
代表取締役　岸谷　隆雄
さいたま市中央区本町東五丁目一二番一〇号
（乙）日本ピストンリング株式会社
代表取締役　高橋　輝夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のリモートロック事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://remotelock.kke.co.jp/
（乙）https://www.kke.co.jp/

令和七年八月二十七日
東京都中野区本町四丁目三八番一三号日本ホルスタイン会館内
（甲）株式会社リモートロックジャパン
代表取締役　瀬戸　孝之
東京都中野区本町四丁目三八番一三号日本ホルスタイン会館内
（乙）株式会社構造計画研究所
代表取締役社長　湯口　達夫

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりマサモト株式会社（乙、東京都品川区上大崎三丁目一番一号ＪＲ東急目黒ビル五階）の不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十一日
掲載頁　四十九頁（号外第八十二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十一日
掲載頁　五十一頁（号外第八十二号）

令和七年八月二十七日
東京都品川区上大崎三丁目一番一号ＪＲ東急目黒ビル五階
株式会社マサモトホールディングス
代表取締役　上野彌太郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資材開発・販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲及び乙の承認決議は令和七年八月十九日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二二六頁（号外第一六九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二〇七頁（号外第一六九号）

令和七年八月二十七日
東京都小金井市中町二丁目二四番一六号農工大・多摩小金井ベンチャーポート一〇一号室
（甲）株式会社NEWGREEN
代表取締役　山中　大介
山形県鶴岡市湯野沢字畑田五八番地
（乙）株式会社NEWGREEN SUPPLY
代表取締役　山中　大介

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場2店舗（所在東京都江戸川区篠崎町七丁目二六番一〇号名称ライブガーデン篠崎1及び所在東京都江戸川区篠崎町七丁目二六番八号　名称ライブガーデン篠崎2）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　神奈川新聞
掲載の日付　令和七年八月十九日
掲載頁　十九頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十九日
掲載頁　五十二頁（号外第一八七号）

令和七年八月二十七日
横浜市神奈川区鶴屋町三丁目三三番地の八アーバンセンター横浜ウエスト三Ｆ
（甲）株式会社ザ・シティ
代表取締役　三田　大明
栃木県栃木市川原田町一三四一番地二
（乙）株式会社ライブガーデン
代表取締役　五月女善重

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設業部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

また、左記会社は効力発生日をもって商号変更し、甲の商号を株式会社三輝、乙の商号を株式会社三輝ホールディングスとする予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月九日
掲載頁　七十七頁（号外第一五七号）

令和七年八月二十七日
広島県東広島市志和町七条椛坂一六三二番地の一
（甲）株式会社三輝ホールディングス
代表取締役　木村　遵輝
広島県東広島市志和町七条椛坂一六三二番地の一
（乙）株式会社三輝
代表取締役　木村　遵輝

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ａｒｔｓ（住所岩手県盛岡市本宮三丁目一一番一一号）に対して当社の不動産仲介事業及び賃貸管理事業以外の一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.art-f.co.jp/e_public_notice/

令和七年八月二十七日
岩手県盛岡市本宮三丁目一一番一一号
株式会社アート不動産
代表取締役　櫻井　竜三

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する伊藤電子工業株式会社（住所山形県寒河江市中央工業団地一五八番地の一五）に対して、当社の全事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十六日

掲載頁　二頁

令和七年八月二十七日

山形県寒河江市中央工業団地一五八番地の一五

伊藤電子工業株式会社

代表取締役　伊藤　圭一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するパーフェクト株式会社（住所　名古屋市中区新栄二丁目二番一号）に対して当社の教育事業以外に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十七日

名古屋市中区新栄二丁目二番一号

ベスト有限会社

代表取締役　桑原登志郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社エヌコーポレーション（住所山口県下関市卸新町七番一号）に対して当社の有価証券の保有、管理、運用に関する事業に係る権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　一一五頁（号外第一八五号）

令和七年八月二十七日

山口県下関市卸新町七番一号

株式会社ニッシンエージェンシー

代表取締役　長松　雄也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十七日

千葉県松戸市八ケ崎八丁目一六番地の一

インカウンター合同会社

代表社員　株式会社リノキノ

職務執行者　赤沼　暢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十七日

東京都江東区古石場二―一一―七―一二二三号室

合同会社オフィスアスカ

代表社員　飛鳥真一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十七日

東京都港区六本木七丁目一四番一一メトロシティ六本木ビル七Ｆ　アデアム合同会社

代表社員　前田　真吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十七日

大阪市中央区内平野町二丁目二番四号コスミックビル六〇一　合同会社ｍｏｙｏｎｉ

代表社員　伊勢　翔太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり組織変更後の商号は株式会社ＲＥＷＡＲＤとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十七日

和歌山県紀の川市粉河二二二二番地二

合同会社ＲＥＷＡＲＤ

代表社員　早水　博章

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十七日

福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目二三番二号

プライアスタ合同会社

代表社員　芝　卓史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十七日

沖縄県うるま市石川曙三丁目三番四号

合資会社仲地産業

代表社員　仲地　一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十七日

東京都港区浜松町二―五―三

東京リズエナジ株式会社

代表取締役　樋口　博基

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千百二十一万四百九十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corporate.alumnote.jp/

令和七年八月二十七日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号日比谷パークフロント一九Ｆ

株式会社Ａｌｕｍｎｏｔｅ

代表取締役　中沢　冬芽

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年九月一日から令和七年九月二十九日までの日を払込期日とする募集株式の発行があった場合には、資本金の額を当該募集株式の発行により増加する資本金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十八日

掲載頁　一六二頁（号外第一七一号）

令和七年八月二十七日

東京都中央区日本橋久松町一二番八号

クラフトバンク株式会社

代表取締役　韓　英志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千五百万九千六百円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　八頁

令和七年八月二十七日

東京都新宿区大京町二二番地一

ポケットサイン株式会社

代表取締役　梅本　滉嗣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三百七十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十七日

東京都港区六本木一丁目七番二四―一五〇一号　Ｒ２カンパニー株式会社

代表取締役　渡邉　俊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千六百七十七万七千三百五十円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年九月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月二十七日

東京都品川区上大崎三丁目二番一号

株式会社クラダシ

代表取締役社長　河村　晃平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千五百八万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日を予定しております。

なお、効力発生日までに当社が新たな株式を発行する場合、当該株式の発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、最終的な資本金の額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月二十二日

掲載頁　五十七頁（号外第十二号）

令和七年八月二十七日

横浜市金沢区福浦三―九横浜市立大学福浦キャンパス臨床研究棟A五〇七室

株式会社CROSS　SYNC

代表取締役　中西　彰

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月十五日

掲載頁　一三八頁（号外第七号）

令和七年八月二十七日

京都府相楽郡精華町精華台七丁目五番地一

イーセップ株式会社

代表取締役　澤村　健一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千二百八万円減少し九千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年七月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　八頁

令和七年八月二十七日

大阪市阿倍野区旭町一丁目二番七号あべのメディックス五F

株式会社ワールドプラス

代表取締役　横山　欣二

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月一日を効力発生日とする株式会社日本コンサルタントグループとの株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　五十八頁（号外第一六四号）

令和七年八月二十七日

東京都新宿区下落合三丁目二二番一五号

株式会社ニッコンクリエーション

代表取締役　清水　秀一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億一千二百九十三万三千二百六十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月十四日

掲載頁　一二八頁（号外第一八四号）

令和七年八月二十七日

鳥取県米子市両三柳五二九〇番地三

モクテル株式会社

代表取締役　金口　伸

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日付で効力が発生した全本金属興業株式会社及び日新開発株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加しましたので、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月七日

掲載頁　九十頁（号外第一五五号）

令和七年八月二十七日

岡山県津山市津山口二八六番地

株式会社全功

代表取締役　全本　靜弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万百六十二円、資本準備金の額を九千万百六十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　八十八頁（号外第一八八号）

令和七年八月二十七日

東京都港区新橋五丁目三三番八号新橋ＳＳビル五階

メディアサプライ・インターナショナル株式会社

代表取締役　岡村　俊雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千万円、資本準備金の額を十億六千万円減少しそれぞれ一千万円、二億九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十九日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十四日

掲載頁　一一四頁（号外第十四号）

令和七年八月二十七日

東京都港区赤坂九丁目七番二号

株式会社Brilliantcrypto

代表取締役　馬場　功淳

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千五百十万五千三百九十七円、資本準備金の額を二億八千五百十万五千三百九十六円減少することにいたしました。

また、令和七年八月二十七日から令和七年九月三十日までの間に払込期日又は払込期間の末日が到来する株式の発行があった場合、当該株式発行により増加する資本金の額、資本準備金の額と同額分についても減少し、当社が発行している新株予約権が令和七年八月二十七日から令和七年九月三十日までの間に行使された場合、新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金の額、資本準備金の額と同額分についても減少し、最終的な資本金の額を一千万円、資本準備金の額を〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十九日

掲載頁　八十四頁（号外第一一八号）

令和七年八月二十七日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

株式会社ジザイエ

代表取締役　中川　純希

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二十億円、資本準備金の額を金二十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　九十七頁（号外第一八八号）

令和七年八月二十七日

東京都杉並区今川一丁目一〇番一五号

さくら株式会社

代表取締役　飯田　美桜

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額が七億一千四百八十二万四千六百十四円、資本準備金の額が七億一千四百八十二万四千六百十四円増加することを条件として、資本金の額を七億六千四百八十二万四千六百十四円、資本準備金の額を七億二千七百四十九万一千九百九十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　四十八頁（号外第八十五号）

令和七年八月二十七日

東京都中央区銀座一丁目二番三号

株式会社イシン・ホテルズ・グループ

代表取締役　孔　令庸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千五万円、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十七日

名古屋市中区錦三丁目一九番一七号

ＲＡＹＴＥＣＨホールディングス株式会社

代表取締役　小林　大貴

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十七日

埼玉県蕨市塚越七丁目二二番九号越川第一ビル

ダイワ包材株式会社

代表取締役　片岡　篤史

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することに致しましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十七日

長野県松本市大字島立一〇八〇番地の七

深志測量株式会社

代表取締役　横山　敏雪

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十七日

大阪市淀川区東三国三丁目一〇番二一号

トヨタ新大阪販売ホールディングス株式会社

代表取締役　久保　行央

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十七日

和歌山県海南市下津町下津三〇六二番地

株式会社ハヤシ海運

代表取締役　林　功

合併につき株券等提出公告

当社は、バーチューアンドエクセレンスインベストメント株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月二十七日

岡山市北区御津野々口一一〇〇番地

カバヤメンテナンスサービス株式会社

代表取締役　池田　基弘

新設分割公告並びに資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する日本コロムビアグループ株式会社（住所　東京都港区南青山六丁目一〇番一二号）に対して当社のＬｉｆｅ＆Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ事業部に属する事業を除くすべての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また、当社は、資本金の額を三十一億六千八百万円、資本準備金の額を三十六億五千八百三十五万五千円減少することにいたしました。

この会社分割並びに資本金及び準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.faith.co.jp/ir/koukoku/

令和七年八月二十七日

京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町五六六―一井門明治安田生命ビル

株式会社フェイス

代表取締役　佐藤　俊介

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億七千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年八月二十七日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＤＣＶ１特定目的会社

取締役　鈴木　伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千三百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年八月二十七日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＤＣＶ２特定目的会社

取締役　鈴木　伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億八千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月二十八日付官報の号外第六十九号七十八頁に掲載されています。

令和七年八月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

ＬＡＯ６ＪＰ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

債権申出の公告（第三回）

当土地改良区は昭和四十七年十一月七日に静岡県知事の認可を受け、総会の決議により解散し昭和四十七年十一月十四日に静岡県知事による解散の公告まで行なわれたものの、清算の結了に至っていない。

当土地改良区の残余財産の清算のため、令和七年六月二十四日、静岡地方裁判所（令和七年（チ）第一号）より当職が清算人に選任されました。

当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十七日

静岡県藤枝市田沼三―二〇―二四　一階

焼津市越後島土地改良区

清算人　弁護士　岩山　雅一

取消公告

令和七年七月十七日（号外第一六四号）掲載の準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、準備金の額の減少公告のみを取消します。

令和七年八月二十七日

宮崎県日向市大字財光寺一一九三番地二

株式会社日向自動車学校

代表取締役　長友　宏哲